

II 利用上の注意

1 本報告について

この報告書は令和2年（2020年）1月17日に農林水産省から公表された確定値の集計結果に基づき、神奈川県において調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）について主要な結果を取りまとめたものであり、令和元年（2019年）8月28日に神奈川県がとりまとめた結果（速報）とは異なる場合がある。

なお、掲載内容については、調査票の変更や本県の海面漁業の特徴を捉える観点から2013年調査報告書から改変した。主な変更点は下記のとおり。

- (1) 漁業経営体数については、漁獲・収獲魚種別、漁獲物・収獲物の販売金額規模別を新たに掲載した。
- (2) 個人経営体数については、基幹的漁業従事者の年齢階層別、後継者の有無別を新たに掲載した。
- (3) 漁業就業者、世帯員、海上作業従事者については、個人経営体の世帯員数及び海上作業従事者数の掲載をやめ、地区別、市町別漁業就業者数及び新規就業者数を新たに追加した。
- (4) 東京湾、三浦半島、相模湾の3つの地区別に主要項目を比較した。3つの地区の範囲は「かながわ水産業活性化指針」（平成28年3月）等に沿った境界に変更した。

2 結果の概要及び統計表における数値の表記について

- (1) 結果の概要における比率については小数点以下第2位を四捨五入している。そのため、構成比の内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「－」： 皆無または該当数値のないもの
 - 「…」： 数値が得られないもの（不詳）または計算不能なもの
 - 「x」： 個々の報告者の秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
 - 「△」： 負数又は減少したもの
- (3) 秘匿措置

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

3 集計方法

(1) 集計の実施系統

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

(2) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

なお、未記入の回答必須項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

なお、全国及び神奈川県海面漁業調査漁業経営体調査の有効回答数は以下のとおり。

区分	調査票 配布数	有効回答数
全 国	79,916	79,067
神奈川県	1,007	1,005

注:1 「調査票配布数」とは、2013年漁業センサス客体名簿を基に、行政記録情報の活用及び地方自治体、漁協等の関係機関からの聞き取りによる補正や、統計調査員の判定の結果、調査票の配布対象となった調査対象に配布した調査票の数である。

2 「有効回答数」とは「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票が回収できた数及び回答必須項目に一部未記入が残る調査票であって、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。